

品川区社会教育関係事業委託要綱

制定 昭和52年5月30日
改正 昭和56年3月31日
改正 昭和58年3月31日
改正 平成6年3月31日
改正 平成10年3月31日
改正 平成11年3月31日
改正 平成12年3月31日
改正 平成14年3月31日
改正 平成15年3月31日
改正 平成21年3月31日
改正 平成22年3月29日
改正 平成28年2月26日

改正 平成31年4月1日 教育長決定 要綱第15号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区教育委員会（以下「委員会」という。）が、社会教育（社会体育を含む。）の振興を図るため、事業委託に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 委託対象事業は、別表に掲げるもののうち、相手方が営利を目的としない団体に委託する事業とする。

(委託内容の提示)

第3条 委員会は、事業を委託するときは、事業内容、経費および委託条件等を受託者に提示しなければならない。

(委託経費の支払)

第4条 委託経費の支払は、事業ごとの実施要領に定めるものとする。

(受託者の手続)

第5条 受託者は、委員会に次の書類を速やかに提出しなければならない。ただし、委員会は、別に必要と認めた書類を提出させることができる。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 契約書または請書
- (3) 請求書

(受託者の責務)

第6条 受託者は、事業実施に当たって、事業目的に従って実施しなければならない。

(事業計画の変更)

第7条 受託者は、受託後に事業計画等の変更が生じた場合は、直ちに実施計画等変更届を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

(状況報告および勧告)

第8条 委員会は、委託事業の進行状況について随時報告を求め、または勧告する

ことができる。

(報告書の提出)

第9条 受託者は、事業が完了したときは、直ちに事業実施報告書を委員会に提出しなければならない。

(委託の取消)

第10条 委員会は、受託者が次の各号の一に該当するときは、委託の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により委託を受けたとき。
- (2) 委託の内容またはこれを付した条件もしくはこれらに基づき命令その他法令に違反したとき。
- (3) 委託事業の実施方法が著しく不相当と認められたとき。

(委託金額の返還)

第11条 委員会は、受託者が次の各号の一に該当するときは、委託金額の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 委託事業を取り消したとき。
- (2) 事業計画に不履行があったとき。
- (3) 事業実施の結果、委託金額に残額があるとき。

(委託事業の経理)

第12条 受託者は、委託事業経費について、品川区会計事務規則（昭和39年4月東京都品川区規則第5号）を遵守し、その収入および支出に関する帳簿を備え、経理ならびに事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、事業ごとに実施要領で定める。

(標準書式)

第14条 請求書等の標準書式については、別途定めることとする。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年2月26日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

委託対象事業

- (1) 家庭教育学級
- (2) 学校施設開放
- (3) P T A活動支援事業
- (4) 校庭遊び場開放